

別表第2 瀬戸内海水域における有害物質以外のものに係る排水基準

区分		許容限度												
		生物化学的酸素要求量 [単位1リットルにつきミリグラム]	化学的酸素要求量 [単位1リットルにつきミリグラム]	浮遊物質 量 [単位1リットルにつきミリグラム]	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 [単位1リットルにつきミリグラム]	フェノール類含有量 [単位1リットルにつきミリグラム]	銅含有量 [単位1リットルにつきミリグラム]	亜鉛含有量 [単位1リットルにつきミリグラム]	溶解性鉄含有量 [単位1リットルにつきミリグラム]	溶解性マンガン含有量 [単位1リットルにつきミリグラム]	クロム含有量 [単位1リットルにつきミリグラム]	ふっ素含有量 [単位1リットルにつきミリグラム]	大腸菌群数 [単位1立方センチメートルにつき個]	
既設特定事業場	畜産農業	排水量 100 立方メートル未満のもの	—	160(120)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		排水量 100 立方メートル以上のもの	100(80)	100(80)	150(120)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	鉱業	排水量 1,000 立方メートル未満のもの	60(50)	60(50)	100(80)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		排水量 1,000 立方メートル以上のもの	35(25)	35(25)	80(60)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	食料品製造業及び飲料・飼料・たばこ製造業（たばこ製造業を除く。）	排水量 1,000 立方メートル未満のもの	—	130(100)	—	—	20	—	—	—	—	—	—	—
		排水量 1,000 立方メートル以上 5,000 立方メートル未満のもの	100(80)	90(70)	130(100)	—	15	—	—	—	—	—	—	—
		排水量 5,000 立方メートル以上 10,000 立方メートル未満のもの	65(50)	55(40)	80(60)	—	9	—	—	—	—	—	—	—
	繊維工業	染色整理業	排水量 5,000 立方メートル未満のもの	—	100(80)	90(70)	—	—	1	—	—	—	—	—
			排水量 5,000 立方メートル以上のもの	55(40)	35(25)	50(40)	—	15	1	—	—	—	—	—
		その他のもの	排水量 1,000 立方メートル未満のもの	65(50)	65(50)	150(120)	—	—	—	—	—	—	—	—
			排水量 1,000 立方メートル以上のもの	35(25)	35(25)	50(40)	—	20	—	—	—	—	—	—
	パルプ・紙・紙加工品製造業	パルプ製造業	90(70)	90(70)	130(100)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		その他のもの	排水量 5,000 立方メートル未満のもの	80(60)	80(60)	90(70)	—	—	1	—	—	—	—	—
			排水量 5,000 立方メートル以上 10,000 立方メートル未満のもの	55(40)	55(40)	65(50)	—	—	1	—	—	—	—	—
	化学工業	ゼラチン・接着剤製造業	排水量 10,000 立方メートル以上のもの	30(20)	30(20)	50(40)	—	—	1	—	—	—	—	—
			排水量 1,000 立方メートル未満のもの	130(100)	65(50)	150(120)	4	—	1	—	—	3	—	—
		その他のもの	排水量 1,000 立方メートル以上 10,000 立方メートル未満のもの	80(60)	55(40)	130(100)	3	20	1	—	—	3	—	—
			排水量 10,000 立方メートル以上 30,000 立方メートル未満のもの	40(30)	35(25)	80(60)	2	15	1	—	—	3	—	—
			排水量 30,000 立方メートル以上のもの	20(10)	35(25)	50(40)	1.5	10	1	—	—	3	—	—
			排水量 30,000 立方メートル以上のもの	20(10)	30(20)	50(40)	1.5	10	1	—	—	3	—	—
石油精製業及び潤滑油製造業	その他のもの	排水量 100 立方メートル未満のもの	40(30)	40(30)	50(40)	1	—	1	—	—	—	—	—	
		排水量 100 立方メートル以上 400 立方メートル未満のもの	30(20)	30(20)	40(30)	1	—	1	—	—	—	—	—	
		排水量 400 立方メートル以上のもの	20(10)	20(10)	30(25)	1	—	1	—	—	—	—	—	



区分			許容限度												
			生物化学的酸素要求量 〔単位1リットルにつきミリグラム〕	化学的酸素要求量 〔単位1リットルにつきミリグラム〕	浮遊物質 量 〔単位1リットルにつきミリグラム〕	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 〔単位1リットルにつきミリグラム〕	フェノール類含有量 〔単位1リットルにつきミリグラム〕	銅含有量 〔単位1リットルにつきミリグラム〕	亜鉛含有量 〔単位1リットルにつきミリグラム〕	溶解性鉄含有量 〔単位1リットルにつきミリグラム〕	溶解性マンガン含有量 〔単位1リットルにつきミリグラム〕	クロム含有量 〔単位1リットルにつきミリグラム〕	ふっ素含有量 〔単位1リットルにつきミリグラム〕	大腸菌群数 〔単位1立方センチメートルにつき個〕	
既設特定事業場	下水道終末処理施設	中級処理のもの	80(60)	—	130(100)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		高級処理のもの	25(20)	—	90(70)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	その他の業種又は施設	排水量1,000立方メートル未満のもの	100(80)	100(80)	150(120)	4	—	1	—	—	—	—	—	—	—
		排水量1,000立方メートル以上5,000立方メートル未満のもの	60(50)	60(50)	90(70)	2	20	1	—	—	—	—	—	—	—
		排水量5,000立方メートル以上10,000立方メートル未満のもの	35(25)	35(25)	50(40)	1.5	15	1	—	—	—	—	—	—	—
		排水量10,000立方メートル以上のもの	20(10)	20(10)	40(30)	1.5	15	1	—	—	—	—	—	—	
その他の特定事業場	旅館その他の宿泊所		25(20)	25(20)	60(40)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	医療業		25(20)	25(20)	60(40)	1	5	0.1	0.5	1.5	2	2	0.6	3(800)	
	研究、試験、検査等の業務用の施設		25(20)	25(20)	60(40)	1	5	0.1	0.5	1.5	2	2	0.6	3(800)	
	し尿処理施設	し尿浄化槽	25(20)	50(40)	90(70)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		その他のもの	25(20)	60(50)	90(70)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	下水道終末処理施設		25(20)	—	90(70)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	その他の業種又は施設	排水量100立方メートル未満のもの		40(30)	40(30)	50(40)	1	5	0.1	0.5	1.5	2	2	0.6	3(800)
排水量100立方メートル以上400立方メートル未満のもの		30(20)	30(20)	40(30)	1	5	0.1	0.5	1.5	2	2	0.6	3(800)		
排水量400立方メートル以上のもの		20(10)	20(10)	30(20)	1	5	0.1	0.5	1.5	2	2	0.6	3(800)		

備考1 この表に掲げる排水基準を適用すべき区域の範囲は、漁業法（昭和24年法律第267号）第109条第2項に規定する瀬戸内海の海域及びこれに流入する公共用水域で、県の区域に属する区域とする。

- この表に掲げる排水基準は、排水量が30立方メートル以上である特定事業場に係る排出水について適用する。
- この表に掲げる排水基準を適用する特定事業場のうち、2以上の業種又は施設の区分に該当するものにあつては、当該特定事業場に係る排出水については、主たる業種又は施設の区分の排水基準を適用する。
- 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、下水道終末処理施設及びし尿処理施設を除き、海域及び湖沼に排出される排出水については、適用しない。
- 銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量、クロム含有量及び<sup>ふっ</sup>素含有量についての排水基準は、昭和49年12月1日においてゆう出している温泉を利用する旅館その他の宿泊所に該当する特定事業場に係る排出水については、当分の間、適用しない。
- この表に掲げる排水基準は、1の施設が特定施設等となつた際現に当該施設のみを特定施設等として設置している者の当該施設を設置している工場又は事業場に係る排出水については、当該施設が特定施設等となつた日から次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる期間は、適用しない。
  - 特定施設 6月間（当該施設が法第12条第2項に規定する政令で定める施設である場合にあつては、1年間）
  - みなし指定地域特定施設 1年間（当該施設が法第12条第3項に規定する政令で定める施設である場合にあつては、3年間）

- 7 この表に数値の定めのない項目及び水素イオン濃度（水素指数）の項目についての許容限度は、排水量が30立方メートル以上50立方メートル未満である特定事業場にあつては排水基準を定める省令（昭和46年総理附令第35号。以下「省令」という。）で定める許容限度とし、排水量が50立方メートル以上である特定事業場にあつてはこの表の規定による許容限度の定めがないものとする。
- 8 「既設特定事業場」とは次に掲げる特定事業場をいい、「その他の特定事業場」とは既設特定事業場以外の特定事業場をいう。
- (1) 昭和49年4月1日において、昭和49年改正政令の規定による改正前の政令別表第1に掲げる特定施設を設置している者の当該特定施設を設置している特定事業場
  - (2) 昭和51年4月1日において、昭和49年改正政令の規定により政令別表第1に追加された特定施設のみを特定施設として設置している者の当該特定施設を設置している特定事業場
  - (3) 昭和63年4月1日において、昭和51年改正政令、昭和54年改正政令、昭和56年改正政令及び昭和57年改正政令の規定により政令別表第1に追加された特定施設のみを特定施設として設置している者の当該特定施設を設置している特定事業場
  - (4) 平成3年11月1日において、平成2年改正政令の規定により定められたみなし指定地域特定施設のみを特定施設等として設置している者の当該みなし指定地域特定施設を設置している特定事業場
  - (5) 備考7に規定する特定施設等のみを特定施設等として設置している者の当該特定施設等を設置している特定事業場
- 9 「排水量」とは、1日当たりの平均的な排出水の量をいう。
- 10 「中級処理のもの」とは高速散水濾床法、モディファイド・エヤレーション法その他これらと同程度に処理することができる方法により下水を処理するものをいい、「高級処理のもの」とは活性汚泥法、標準散水濾床法その他これらと同程度に処理することができる方法により下水を処理するものをいう。
- 11 「指定区域」とは、昭和49年3月31日において建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第32条第1項の規定に基づき特定行政庁が衛生上特に支障があると認めて規則で指定する区域をいう。
- 12 ( )内の数値は、日間平均値を示す。